

第4編 伊那中央行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例

伊那中央行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和41年3月10日

条例第4号

改正 平成10年4月1日 条例第1号
平成18年3月31日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定により、職員のサービスの宣誓に関し定めるものとする。

(職員の範囲、サービスの宣誓、権限の委任、宣誓の免除等の準用規定)

第2条 職員の範囲、サービスの宣誓、権限の委任、宣誓の免除等については、伊那市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年伊那市条例第27号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月25日から適用する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。